

神戸市立須磨翔風高等学校いじめ防止基本方針

1. 本校の教育目標

- 充実したキャリア教育
- 徹底した学力の伸長
- 積極的な地域連携
- 豊かな心の育成

2. 目指す学校像

- 生徒一人ひとりの将来に責任を持つ学校
- 保護者や地域とのつながりを大切にする学校
- 生徒が勉学や諸活動に打ち込める学校
- マナーや人間関係のしっかりした学校

3. 目指す生徒象

- 確かな進路目標を持ち、その実現に努力する生徒
- 豊かな知性と実践力を持つ生徒
- 社会に参画し、貢献する生徒
- 人とのつながりを大切にする生徒

4. いじめ防止等に関する基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立須磨翔風高等学校いじめ基本方針」を策定した。

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 本校における「いじめ防止のための基本姿勢」

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
 - 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
 - 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
 - いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
 - いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- の5つのポイントに重点を置いて取組を進める。

注) 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」

神戸市のいじめ指導の指針となっている言葉であり、いじめ指導におけるポイント

を端的に押さえたものとして、昭和 57 年から現在まで継承されている。

- ・ するを許さず

いじめはその人の将来にわたってまで内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題である。そのような卑劣な行為は人間として絶対に許されるものではない。

- ・ されるを責めず

いじめられる子どもにもそれなりの理由や原因があるという考え方は徹底して一掃しなければならない。いじめはだれよりいじめる子どもに非があるのであり、いじめられる子どもの責めに帰すことは断じてあってはならない。

- ・ 第三者なし

いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。いじめに関する正しい認識を子どもたちに持たせ、いじめを見たら見捨てておけないという正義感と思いやりある子どもたちを育てなければならない。

(平成19年5月 神戸市いじめ防止対策推進委員会「いじめ問題への取組についての提言」より引用)

(3)いじめを未然に防止するために

①生徒に対して

- ・ 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員としての自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。特に本校の特色である「キャリア教育」の授業を通して「自分が将来どう生きていくか」を考えさせるとともに、「人間関係」の授業を通して、コミュニケーション能力、他者理解、自己有用感を育み、それらを通して「生きる力」の育成を図り、いじめ防止にもつなげていく。
- ・ 思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さに対する認識を授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての生徒がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

②学校全体として

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を学期に 1 回以上実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ いじめ、不登校、支援生徒対策委員会（構成：校長、教頭、年次主任、指導部長、生徒指導係、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー）を月 1 回以上開き、情報交換、対応等協議を行い、教職員が共有する。
- ・ 入学年次に必修科目「人間関係」を設定し、S G E、S S T等を多く組み込み自己理解、他者理解力を高めさせる。

- ・スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

注) SGE: Structured Group Encounter の略。リーダーの指示した課題をグループで行い、ふれあい（本音と本音の交流）と自他発見（自他の固有性・独自性・かけがえのなさの発見）を目標とし、個人の行動変容を目的とする技法。

SST: Social Skill Training の略。自分の考えや気持ち、相手に対する要求などをもっとうまく伝えられるよう。また、実生活で悩んだり、困難を感じていることをロールプレイで練習していく技法。

(4) 「いじめ」の早期発見

- ①教育相談週間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ②教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ③生徒の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ④様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ⑤アンケート調査、Hyper-QU 等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

注) Hyper-QU: Hyper-Questionnaire Utilities の略。「楽しい学校生活と友達づくりのためのアンケート」という標準化された心理検査。学校生活における生徒の意欲や満足感、学級集団の状況を確認できる。

(5) 「いじめ」の早期対応

- ①いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ②いじめられている生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、「いじめ、不登校、支援生徒対策委員会」等を通して、校内で情報を共有する。
- ④学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ⑤事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ⑥再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ⑦状況によっては、教育委員会、所轄警察、サポートセンターと連携して対処する。

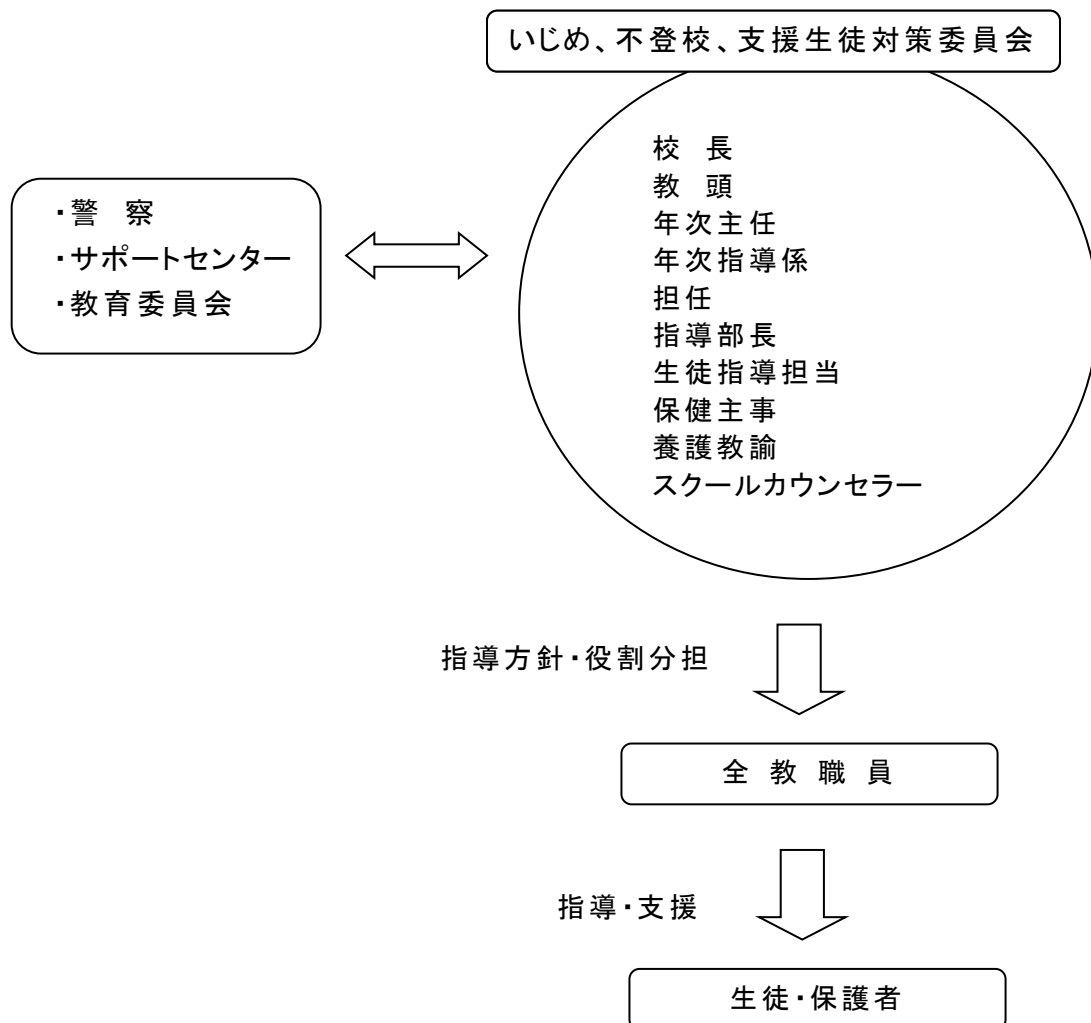
(6) 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。

(7) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ① パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ② インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒、保護者に啓発する。
- ③ 情報モラル教育を積極的に進めるため、関係機関等の講演会を年1回以上行う。
- ④ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

(8) 関係機関との連携・いじめ防止の体制



(9) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ② 教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け調査する。
- ③ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ④ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

(10) その他

- ① 学校評価においては、年度毎の取り組みについて、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。
- ② この基本方針は本校の状況に応じて、いじめ、不登校、支援生徒対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。